

平成28年(ワ)第12785, 17680, 28219, 平成29年(ワ)32358号

損害賠償等請求事件

反訴原告(本訴被告) 示現舎合同会社 外2名

反訴被告(本訴原告) 部落解放同盟 外248名

## 反訴状

平成30年11月2日

東京地方裁判所民事第13部合B係 御中

反 訴 原 告	示現舎合同会社
同	宮 部 龍 彦
同	三 品 純

当事者の表示 別紙当事者目録のとおり

訴訟物の価額

貼用印紙額

### 第1 反訴請求の趣旨

- 1 部落解放同盟、組坂繁之、片岡明幸、西島藤彦、藤川正樹、宮瀧順子は示現舎合同会社に対し、連帯して160万円及びこれに対する平成28年3月28日から支払い済みまでの年5分の割合による利息を支払え。
- 2 部落解放同盟、組坂繁之、片岡明幸、西島藤彦、藤川正樹、宮瀧順子は宮部龍彦に対し、連帯して160万円及びこれに対する平成28年3月28日から支払い済みまでの年5分の割合による利息を支払え。
- 3 反訴被告らは反訴原告三品純に対し、連帯して160万円及びこれに対する平

成28年6月1日から支払い済みまでの年5分の割合による利息を支払え。

- 4 反訴被告川口泰司は反訴原告三品純に対し、30万円及びこれに対する平成28年6月1日から支払い済みまでの年5分の割合による利息を支払え。
- 5 訴訟費用は反訴被告の負担とする  
との判決を求める。

## 第2 反訴請求の原因

### 1 反訴請求の趣旨1の原因

- (1) 部落解放同盟、組坂繁之、片岡明幸、西島藤彦、藤川正樹、宮瀧順子は平成28年3月22日に反訴原告示現舎合同会社(以降「示現舎」という)、宮部龍彦、三品純を債務者として『全国部落調査』の復刻版の販売・頒布等を禁ずる旨の仮処分を申し立てた(横浜地方裁判所平成28年(ヨ)第154号仮処分命令申立事件)。その結果、同年3月28日に横浜地方裁判所から示現舎に対する仮処分命令が出され、示現舎は『全国部落調査』の復刻版の販売・頒布等が出来なくなった。
- (2) そのため、示現舎は書籍の販売の機会を逸して、少なくとも160万円の損害を被った。
- (3) 仮処分命令が上訴手続において取り消された場合には、特段の事情がない限り、債権者に過失があったと推認するのが相当である(最高裁判所昭和43年12月24日判決・民集22巻13号3428頁)から、あらかじめ反訴を提起するものである。

### 2 反訴請求の趣旨2の原因

- (1) 部落解放同盟、組坂繁之、片岡明幸、西島藤彦、藤川正樹、宮瀧順子

は2016年4月4日に反訴原告宮部龍彦を債務者として、『全国部落調査』等をインターネット等で公開しないように仮処分を申し立てた(横浜地方裁判所相模原支部平成28年(ヨ)第16号仮処分命令申立事件)。その結果、同年4月18日に横浜地方裁判所相模原支部平成から反訴原告宮部龍彦に対する仮処分命令が出され、反訴原告宮部龍彦は抽出したものを含めて『全国部落調査』の内容の公表を禁止された。

- (2) 反訴原告宮部龍彦は『全国部落調査』に掲載された部落に最初に住民登録をしているのであるから、正に部落出身者である。

誰もが自分の出身地に興味を持ち、その由来や歴史を研究し、発表することは学問の自由、表現の自由として憲法で保証されているが、仮処分申立により反訴原告宮部龍彦は学問の自由、表現の自由を侵害された。

- (3) また、反訴被告らは部落の地名を公表することは部落出身者の人格権を侵害する旨を主張するが、そうであれば、部落の地名は反訴原告宮部龍彦の人格に属するものである。

自身の人格に属するものをどう扱うかは自由であって、自身の人格に属する事柄を研究し、発表する自由を侵害した仮処分申立は反訴原告宮部龍彦の人格権の侵害である。

- (4) また、いわゆる「一般地区」の出身者であれば自身の出身地について研究、発表することについて何ら制約はないはずである。例えば、いわゆる「平家の落人部落」の出身者が平家の落人伝説について研究し、全国の平家の落人部落の一覧を発表することには何の制約もないはずである。

しかし、部落出身者が自身の出身地の興味を持ち、そこが部落と判明したので部落差別について研究し、全国の部落の一覧を発表した場合はそのことを禁止され、損害賠償を支払わなければならない旨の訴訟を提起さ

れるのであれば、反訴原告宮部龍彦のみならず全国の部落出身者はいわゆる一般地区の出身者と同じように自身の出身地についての研究・発表はできないことになり、まさに部落差別である。仮処分命令は、反訴原告宮部龍彦の差別されない権利を侵害したものである。

- (5) 以上の通り、反訴被告らによる違法な仮処分申立により反訴原告宮部龍彦は精神的損害を被った。
- (6) 仮処分命令が上訴手続において取り消された場合には、特段の事情がない限り、債権者に過失があったと推認するのが相当である(最高裁判所昭和43年12月24日判決・民集22巻13号3428頁)から、あらかじめ反訴を提起するものである。

### 3 反訴請求の趣旨3、4の原因

- (1) 反訴被告らは、本訴において、反訴原告三品純の違法行為によって損害を受けた旨を何ら証明しておらず。反訴原告三品純の違法行為自体が存在しないものである。
- (2) 反訴被告らは、反訴原告三品純に何ら落ち度がないことは容易に知りうることで、反訴被告らによる反訴原告三品純に対する本訴の訴えの提起は違法である。
- (3) 本訴の訴えは、集団訴訟の様相を呈しており、本来は行政機関や企業等を相手とすべき集団訴訟を、何の落ち度もない個人に対して提起したことは訴権の濫用であり、違法性が高い。
- (4) 反訴被告らの違法な訴えの提起により、被告三品純は応訴のために、書類の作成、交通費等の負担、精神的損害を被っている。特に、反訴被告川口泰司は「部落解放同盟関係人物一覧」に掲載されておらず、なおのこ

と当事者適格性に欠けることを認識している上、本訴を理由に反訴原告三品純を集会から追い出し、フリーライターとしての業務を妨害した。

- (5) 以上の理由から、反訴請求の趣旨3、4の請求を行う。